

生活福祉資金貸付制度

教育支援資金のご案内

生活福祉資金は世帯の自立を支援するための貸付制度です

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。

「教育支援資金」は、生活福祉資金の中の一資金です。資金を貸付することにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。修学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談支援する制度です。

原則として、修学する本人が資金の借受人になり、世帯の生計中心者が連帯借受人となって資金の貸付を行います。

お住まいの地域の社会福祉協議会にまずはお電話でご相談ください。

なお、このご案内は東京都内在住の方についてまとめたものです。

他の道府県に居住の方は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

東京都 区市町村社会福祉協議会一覧

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-3265-1901	葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2457	東久留米市社会福祉協議会	042-420-9294
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5587	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
港区社会福祉協議会	03-6230-0282	八王子市社会福祉協議会	042-620-7282	多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541	立川市社会福祉協議会	042-503-4308	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
文京区社会福祉協議会	03-3812-3040	武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108	あきる野市社会福祉協議会	042-533-3548
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902	青梅市社会福祉協議会	0428-22-1233	西東京市社会福祉協議会	042-497-5071
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898	府中市社会福祉協議会	042-360-9996	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995	調布市社会福祉協議会	042-481-7693	檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	町田市社会福祉協議会	042-722-4898	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611	小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	小平市社会福祉協議会	042-344-1217	利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	日野市社会福祉協議会	042-586-3063	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
豊島区社会福祉協議会	03-6388-0055	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8401	三宅島社会福祉協議会	04994-8-5888
北区社会福祉協議会	03-3907-9494	国立市社会福祉協議会	042-575-3226	御蔵島社会福祉協議会	04994-8-2508
荒川区社会福祉協議会	03-3802-3155	福生市社会福祉協議会	042-552-2121	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0556	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012	小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486
足立区社会福祉協議会	03-3860-5740	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5333		

(2021年7月現在)

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03 (3268) 7173 FAX 03 (3235) 5979

3 教育支援資金貸付内容

① 教育支援資金の種類

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む）、専修学校（高等課程・専門課程）が対象となります*。また、未払いの費用のみ貸付対象とします。

* 中学から高校または高校から大学など、上級学校に進学・就学する場合が対象となります。

* 専修学校専門課程と提携する通信制短期大学等の2つの学校に同時に入学する、いわゆるダブルスクールとなる学校や学科は貸付対象となるかどうかを区市町村社会福祉協議会にご確認ください。

■ 教育支援費：上記学校の授業料などに必要な費用

教育支援費 貸付上限額 (月額上限額)	・高等学校 ・専修学校高等課程	高等専門学校	・短期大学 ・専門職短大 ・専修学校専門課程	・大学 ・専門職大学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 (貸付上限額の1.5倍)	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円

○ 貸付月額は貸付対象期間中、同額での適用となります（未払いである修学期間のみ）。

○ 実際の学費に応じた金額を、上限額の範囲で貸付します。

○ 貸付上限額が1.5倍となる場合

- ・ 通常の貸付上限額では学費が不足する場合は、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付を行います。
- ・ 借入申込者が就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

○ 貸付学費の範囲

- ・ 学生募集要項等に、就学に必要な費用として一律に納付を求められている費用を学費と考えます。
- ・ 「授業料」、「施設設備費」、「実習費」、「同窓会費」、「教科書代」等を貸付学費の範囲とします。
- ・ 高校等は、上記の費用に加えて、「制服や体操着等の費用」、「教科書代」、「PTA会費」、「修学旅行費」、「定期代（学割金額）」等も貸付学費の範囲とします。
- ・ 大学等で「定期代」にあてる費用の貸付を希望される場合は、通常もしくは1.5倍の貸付上限額の範囲内で、月1万円（1,000円単位）を限度に計上することが可能です。
- ・ 年度途中からの貸付の場合は、区市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

■ 就学支度費：前述の学校に入学する際に必要な入学金（入学時のみ対象）

就学支度費 (貸付上限額)	・高等学校 ・専修学校高等課程	高等専門学校	・専門職短大 ・専修学校専門課程	・大学 ・専門職大学
	500,000円			

○ 入学する学校の入学金を、上限額の範囲で貸付します。

○ 未払いである場合のみ貸付の対象とします。

② 教育支援資金の優先制度（他の公的制度）

本資金よりも優先される公的制度があり、制度により併用の可否が異なります。詳しくは右表をご覧ください。

本資金の貸付決定後、他制度の利用が決定された場合、不要になった本資金を途中辞退していただきます。

学校ではよく
↓
下記に
相談

1 生活福祉資金とは どのような制度?

① 個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です

世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認いたします。

生活福祉資金貸付制度（本制度）を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。

貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。

※ ただし、資金貸付の「契約」は、借受人個人の方と締結します。

② 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします

本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより学費等の支払いが可能となり、学校に通うことを支援できます。しかし、一方で、何らかの事情により途中で退学してしまうと、卒業資格を得られない上に、「借金」だけ残ってしまうおそれもあります。

そのため、卒業まで学校に通い続けることが可能な世帯状況であるか、また、不足する学費がある場合は、その支払いの見通し等も確認した上で貸付を行うこととなります。

他の制度（給付制度等）の利用や分割払い等、本制度以外の方法がある場合には、そちらを優先していただきます。

世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。

世帯の収入状況については、直近の源泉徴収票や確定申告書により確認させていただきます。源泉徴収票や確定申告書をご用意いただくことが難しい場合には課税証明書や給与明細書等により確認させていただきます。

世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。

※ 本制度においては、金融機関やカード会社からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債（債務）と考えます。

③ 生計が維持できており、返済（償還）の見通しが立つ場合に貸付を行います

本制度においては、世帯が就労収入や公的な給付・手当等、安定した定期的な収入により、世帯の日常生活に必要な支出を賄うことができ、生活費に不足が生じない状況を「生計が維持できる」と考えます。その際、預貯金は定期的な収入とは考えません。

世帯がこれまで及び今後も生計維持ができ、返済（償還）の見通しが立つ場合に貸付を行います。

日常的に世帯の生活費が不足しているような場合は貸付を行うことはできません。

④ 実情を正しくお話いただくことが大切です

本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただけます。

また、資金貸付の契約を結び、返済が完了するまで、継続的な相談支援をいたします。

必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情を正確にお話いただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持つことが前提となります。

虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

⑤ 生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。世帯の状況に応じて各区市等の自立相談支援機関の窓口につなぐことができます。

2 教育支援資金の貸付対象となる世帯

① 本制度における「世帯」についての考え方

本制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活をしている親族・家族は同一世帯であると考えます。

そのため世帯の収入確認においては、生計が同一であるご家族等について確認させていただきます。

なお、住民票の現住所と実際に生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があって一致していない場合はご相談ください。

② 世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯であること

2021年度収入基準（平均月収） ※ 収入基準は毎年改定されます

世帯人員	2人	3人	4人	5人
低所得世帯	272,000円	335,000円	385,000円	425,000円

※ 世帯の収入額から、家賃、住宅ローンの返済、定期的支出（療養費・仕送り）について、一定金額まで控除できます。

③ 日常生活には困っていないが、修学のためにまとまった資金を必要としていること

④ 世帯の収入により、学校卒業まで生計維持が可能な状況であること

⑤ 東京都内にお住まいの世帯であり、住民票の住所と現住所が一致していること

※ 修学者とその生計中心者が別住所に居住している場合はご相談ください

⑥ 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと

※ 不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業を除く

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯ではないこと

〔外国籍の人がいる世帯の場合〕①②の両方を満たしている必要があります

① 下記のいずれかであること

- 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が次のいずれかであること（永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等）
- 入管特例法に定められている「特別永住者」

② 現住所に6ヶ月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

〔生活保護世帯の場合〕

- 福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提となります。まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

